

## 別紙（説明書）

### 入所申込から入所までについて

#### 1. 入所申込

入所申込書に必要事項をご記入の上、介護度のわかる書類のコピーを添付してご提出ください。原則として入所希望者および家族などと面接を行います。

#### 2. 入所順位の決定方法

神奈川県特別養護老人ホーム入退所指針に基づき、施設への入所順位の決定をいたします。

従来の「原則として入所申込順」から「必要性の高い者を優先的に入所」に変更になりました。

(1) 入退所の決定に係る事務を処理するため、介護保険入退所検討委員会を設置いたします。

(2) 委員会の委員は、施設長・相談員・介護職員・看護職員・栄養士・介護支援専門員などで構成するものとします。

(3) 委員会は、施設長が招集し、原則として毎月1回以上開催します。

(4) 委員会は、合議により入所の決定および退所の検討を行います。なお、入所については、入所希望者調査票により入所の必要性を評価するとともに、あわせて入所の必要性の高い者の入所順位名簿を整備・調整し、これに基づいて入所の決定を行います。

##### 入所順位の評価基準

①要介護度・日常生活自立度

②介護者の状況

③特記事項

④その他 地域性・年齢・市町村からの入所依頼・緊急性・性別など

#### 3. 前記により決定された入所順位の上の者から再調査・面接の実施

再調査・面接の結果、特に変更などがなければ入所契約となります。なお、再調査の際、入所希望者の都合により入所申込辞退・入所辞退があった場合は次によります。

(1) 入所申込を辞退 入所申込名簿より削除

(2) 入所辞退 一時的に入所決定を繰り下げる。その順位付けについては辞退の理由などを考慮してその施設で判断

#### 4. 入所契約について

身元保証人の方を施設側との日程調整により、契約を締結させていただきます。

詳細につきましては、入所決定時にご説明いたします。

お願い

※申込書の担当ケアマネージャー欄に記入をお願いいたします。

※申込書の最終ページの下段の説明確認欄にご署名をお願いいたします。

※ケアプランおよび介護保険証のコピーをご提出ください。

※申し込み後に他特養への入居が決まったり、入居希望者をご逝去された場合は施設へご連絡下さい。